

静岡県告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年1月27日

静岡県知事 川勝平太

1 高松処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和31年8月2日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

2 城北処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和45年3月31日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

3 中島処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和52年2月3日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

昭和52年2月3日静岡県告示第107号、昭和54年8月21日静岡県告示第685号、昭和57年1月29日静岡県告示第95号、昭和61年3月11日静岡県告示第246号、昭和62年2月25日静岡県告示第177号、平成元年3月14日静岡県告示第225号、平成元年12月5日静岡県告示第1163号、平成5年9月28日静岡県告示第835号、平成9年3月28日静岡県告示第337号、平成13年3月30日静岡県告示第356号、平成15年8月12日静岡県告示第766号、平成18年3月31日静岡県告示第448号、平成21年3月27日静岡県告示第338号、平成22年4月13日静岡県告示第391号、平成23年1月18日静岡県告示第22号、平成25年4月1日静岡県告示第357号、平成29年3月28日静岡県告示第234号、平成30年3月30日静岡県告示第308号、平成31年3月29日静岡県告示第324号、令和元年10月29日静岡県告示第347号、令和2年8月18日静岡県告示第586号、令和4年2月18日静岡県告示第126号の事業地のうち、静岡県静岡市葵区羽鳥7丁目、大字羽鳥字平段、建徳1丁目、大字建徳字口宜山、駿河区大字大谷字池ノ谷、字鞭打ヶ谷地内において事業地を変更する。

4 長田処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成6年7月26日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

平成6年7月26日静岡県告示第559号、平成13年3月30日静岡県告示第357号、平成15年8月12日静岡県告示第767号、平成18年3月31日静岡県告示第448号、平成21年3月27日静岡県告示第338号、平成22年4月13日静岡県告示第391号、平成23年1月18日静岡県告示第22号、平成25年4月1日静岡県告示第357号、平成29年3月28日静岡県告示第234号、平成30年3月30日静岡県告示第308号、平成31年3月29日静岡県告示第324号、令和元年10月29日静岡県告示第347号、令和2年8月18日静岡県告示第586号、令和4年2月18日静岡県告示第126号の事業地のうち、静岡県静岡市駿河区大字丸子字赤目

ヶ谷地内において事業地を変更する。

5 南部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和32年9月9日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

昭和32年9月9日静岡県告示第1120号、昭和40年3月5日静岡県告示第391号、昭和41年12月28日静岡県告示第4261号、昭和45年4月14日静岡県告示第268号、昭和47年8月15日静岡県告示第73-3号、昭和50年5月23日静岡県告示第513号、昭和55年6月27日静岡県告示第564号、昭和58年9月27日静岡県告示第850号、昭和60年12月3日静岡県告示第1126号、平成元年12月19日静岡県告示第1205号、平成7年4月18日静岡県告示第358号、平成13年3月21日静岡県告示第277号、平成18年3月31日静岡県告示第448号、平成21年3月27日静岡県告示第338号、平成22年4月13日静岡県告示第391号、平成23年1月18日静岡県告示第22号、平成25年4月1日静岡県告示第357号、平成29年3月28日静岡県告示第234号、平成30年3月30日静岡県告示第308号、平成31年3月29日静岡県告示第324号、令和元年10月29日静岡県告示第347号、令和2年8月18日静岡県告示第586号、令和4年2月18日静岡県告示第126号の事業地のうち、静岡県静岡市清水区大字緑が丘町、大字村松字内田、字寺屋敷、字反田、字滝ノ下、字川原崎、字山本、字柿木田、字柳坪、字猿肌、字塚田、字小田中、字八反坪、字八反田、字北机田、字南机田、字軒、字井戸尻、字南浜下、大字宮加三字谷津原、字中山田、字原添、字杣ヶ谷、字山本、字谷津、字北林、字天神前、字坪内、字山下、字猿肌、字桜田、字古楠、字行府田、字横町、字扇田、字矢崎、字吉ノ上、字北田坪、字柳ノ坪、字天王台、字初林、字安面、字カシ上ノ坪、字エガ坪、字南道添、字道添、字向原、字軒、字宮林ノ坪、字向屋敷、字居屋敷、字東ノ越ノ坪、字前ノ田ノ坪、字南居屋敷、字北新開、字南新開、大字駒越字池沼の全部を削るとともに、大字清開1丁目、大字清開2丁目、大字清開3丁目、大字幸町、大字村松地先新田、大字村松1丁目、大字村松原3丁目、大字新緑町、大字日立町、大字村松字殿道、梶ヶ谷、字八ッ原、大字宮加三字入嶺、小澤、大字駒越、大字駒越北町、大字増字柳坪、字久根下地内において事業地を変更する。

6 北部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和50年5月23日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

7 静清処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成元年8月25日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

平成元年8月25日静岡県告示第790号、平成3年4月16日静岡県告示第382号、平成6年6月24日静岡県告示第482号、平成7年10月31日静岡県告示第819号、平成10年2月6日静岡県告示第151号、平成10年2月6日静岡県告示第152号、平成12年5月2日静岡県告示第432号、平成12年6月9日静岡県告示第537号、平成15年10月17日静岡県告示第952号、平成18年3月31日静岡県告示第448号、平成21年3月27日静岡県告示第338号、平成22年4月13日静岡県告示第391号、平成23年1月18日静岡県告示第22号、平成25年4月1日静岡県告示第357号、平成29年3月28日静岡県告示第234号、平成30年3月30日静岡県告示第308号、平成31年29日静岡県告示第324号、令和元年10月29日静岡県告示第347号、令和2年8月18日静岡県告示第586号、令和4年2月18日静岡県告示第126号の事業地のうち、静岡県静岡市清水区大字緑が丘町、大字村松字内田、字寺屋敷、字反田、字滝ノ下、字川原崎、字山本、字柿木田、字柳坪、字猿肌、字塚田、字小田中、字八反坪、字八反田、字北机田、字南机田、字軒、字井戸尻、字南浜下、大字宮加三字谷津原、字中山田、字原添、字柚ヶ谷、字山本、字谷津、字北林、字天神前、字坪内、字山下、字猿肌、字桜田、字古楠、字行府田、字横町、字扇田、字矢崎、字吉ノ上、字北田坪、字柳ノ坪、字天王台、字初林、字安面、字カシ上ノ坪、字エガ坪、字南道添、字道添、字向原、字軒、字宮林ノ坪、字向屋敷、字居屋敷、字東ノ越ノ坪、字前ノ田ノ坪、字南居屋敷、字北新開、字南新開、大字駒越字池沼の全部を加えるとともに、大字清開1丁目、大字清開2丁目、大

字清開 3 丁目、大字幸町、大字村松地先新田、大字村松 1 丁目、大字村松原 3 丁目、大字新緑町、大字日立町、大字村松字殿道、梶ヶ谷、字八ッ原、大字宮加三字入嶺、小澤、大字駒越、大字駒越北町、大字増字柳坪、字久根下地内において事業地を変更する。